

重 要 事 項 説 明 書

医療法人 神戸健康共和会
訪問看護ステーションなでしこ

医療法人 神戸健康共和会 訪問看護ステーションなでしこ

指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の重要事項説明書

1. 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護を提供する事業者（法人）の概要

事業者名	神戸健康共和会
法人種別	医療法人
代表者	理事長 藤末 衛
所在地	神戸市東灘区住吉本町2丁目19番3号
連絡先	電話 (078) 851-9821 FAX (078) 842-5470
ホームページアドレス	http://www.k-kyowakai.or.jp/
設立年月日	昭和43年4月11日
法人の行う事業の概要	
医 業	①東神戸病院 ②東神戸診療所 ③柳筋診療所 ④生田診療所
訪 問 看 護	①東神戸訪問看護ステーションあじさい ②東神戸訪問看護ステーションこすもす ③訪問看護ステーションなでしこ
居宅介護支援	①ケアプランセンター東神戸 ②訪問看護ステーションなでしこ
通 所 介 護	①ケアセンターふれあい ②デイサービスやなしん
通所リハビリテーション	東神戸病院
訪問リハビリテーション	東神戸病院
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護いろどりの家・大池
介 護 医 療 院	東神戸病院
サービス付き高齢者向け住宅	ケアホーム布引

2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションなでしこ
指定事業所番号	2865090068
所在地	神戸市北区鈴蘭台東町1丁目9番15号
連絡先	電話 (078) 594-7611 FAX (078) 594-7618
ホームページアドレス	https://k-kyowakaihoumonkango.com/facility/nadeshiko.html
開設年月日	平成10年11月8日
責任者（管理者）	宮田 美樹（看護師）
通常の事業実施地域	神戸市北区

3. 事業目的・運営方針

事業目的	病気やけが等により居宅において継続した療養を受ける状態にあり、主治の医師が必要を認めた利用者に対し、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」とする）が、療養生活を支援することを目的としています。
運営方針	看護職員等は、居宅において継続した療養を受ける状態にある在宅療養者の特性を踏まえ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ることで、生活の質の向上を目指すことを基本方針とします。

4. 当事業所の従業員

当事業所では、管理者（看護師）1名、看護師5名以上（常勤換算4.0名以上）、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を2名以上、事務員1名以上を配置しています。

職 種	常勤	非常勤 (常勤換算数)	合 計	職務内容
管理者（看護師）	1名		1名	管理業務 訪問看護業務
看護師	3名	3名（1.7）	6名	訪問看護業務
理学療法士 作業療法士	2名	1名（0.6）	3名	訪問看護業務 （リハビリテーション）
事務員		1名（0.6）	1名	事務業務

（令和8年6月1日現在の人員体制）

5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※ ただし、祝日・年末年始[12/30～1/3]を除く
営業時間	9：00～17：00

6. 提供する訪問看護サービスの内容

1) 訪問看護の内容

- ① 疾病および障害の状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等の日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症のケア
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

7. 利用料

1) 訪問看護料金

- ・ 訪問看護に関わる関係法令に基づき、以下の訪問看護料金をいただきます。利用料は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

(1) 介護保険での訪問看護を利用の場合

- ・ 主治医により訪問看護が必要と判断された方で、65 歳以上で要支援・要介護と認定された方、もしくは 40 歳以上 65 歳未満は 16 の特定疾病の方で要支援・要介護と認定された方が、介護保険法に基づく訪問看護が利用できます。

16 の特定疾病
① がん【がん末期】※ （医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
② 関節リウマチ※
③ 筋萎縮性側索硬化症
④ 後縦靭帯骨化症
⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症
⑥ 初老期における認知症
⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病※ 【パーキンソン病関連疾患】
⑧ 脊髄小脳変性症
⑨ 脊柱管狭窄症
⑩ 早老症
⑪ 多系統萎縮症※
⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑬ 脳血管疾患
⑭ 閉塞性動脈硬化症
⑮ 慢性閉塞性肺疾患
⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
注：※印の診断名が付いた利用者の場合は、健康保険法に基づく医療保険による訪問看護の利用となります。

- ・ 介護保険をご利用の場合、介護保険外のサービスとなる時（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）は、全額自己負担になります。
- ・ 介護保険による訪問看護の利用料金は①基本料金+②各種加算となります（詳細については、別表 1 を参照にしてください）。
- ・ 特定疾患医療受給者証等をお持ちの方はご提示下さい。自己負担額が軽減される場合があります。

(2) 医療保険での訪問看護を利用の場合

主治医により訪問看護が必要と判断された方で、介護保険法により要介護・要支援と認定されていても、以下の条件の場合は健康保険法に基づき、医療保険による訪問看護が行われます。

- 40 歳未満の方や 40 歳以上で介護保険要介護（要支援）認定や認定の申請手続きを行っていない場合
- 主治医より特別訪問看護指示書が交付されている期間の訪問看護の場合（介護保険法により要介護・要支援と認定されている方については、特別指示期間が終了すれば、介護保険法に基づく訪問看護となります）

- 主治医より精神科訪問看護の指示が出された場合
- 以下の厚生労働大臣が定める疾病等に診断されている場合

厚生労働大臣が定める疾病等	
<ul style="list-style-type: none"> ① 末期の悪性腫瘍 ② 多発性硬化症 ③ 重症筋無力症 ④ スモン ⑤ 筋萎縮性側索硬化症 ⑥ 脊髄小脳変性症 ⑦ ハンチントン病、 ⑧ 進行性筋ジストロフィー症 ⑨ パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病〈ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る〉） 	<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） ⑪ プリオン病 ⑫ 亜急性硬化性全脳炎 ⑬ ライソゾーム病 ⑭ 副腎白質ジストロフィー ⑮ 脊髄性筋萎縮症 ⑯ 球脊髄性筋萎縮症 ⑰ 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑱ 後天性免疫不全症候群 ⑲ 頸髄損傷 ⑳ 人工呼吸器を使用している状態

A) 医療保険による訪問看護を利用の場合

- 利用料金は、①訪問看護基本療養費+②訪問看護管理療養費+③各種加算となります（詳細は別表2を参照）。
- （高齢）重度障害者医療費受給者証、（小児慢性）特定疾患医療受給者証、自立支援受給者証等をお持ちの方はご提示下さい。自己負担額が軽減される場合があります。

B) 精神疾患を有する利用者への医療保険による訪問看護を利用の場合

- 利用料金は、下記の④精神科訪問看護基本療養費+⑤訪問看護管理療養費+⑥各種加算となります（詳細は別表3を参照）。
- 自立支援受給者証等をお持ちの方はご提示下さい。自己負担額が軽減される場合があります。

2) 交通費

(1) 通常の事業実施地域内の訪問の場合

- ・ 交通費の請求はいたしません。ただし、近隣に駐車スペースがなく、駐禁除外指定証の使用が困難な場合は、駐車場使用料の実費をいただきます。

(2) 通常の事業実施地域外の訪問の場合

- ・ 当ステーションの通常の事業の実施地域を越えて行う訪問に要する交通費は、その実費をいただきます。
- ・ 自動車を使用した場合の交通費については、当ステーションの事務所から利用者宅までの距離が片道20km以上場合、1回の訪問につき片道400円（往復800円）の交通費をいただきます。また、駐車場利用料金については実費をいただきます。

3) その他の利用料

- ・ サービス提供時に使用する衛生材料（ガーゼ・医療用テープ・フィルム材等）および処置に必要な物品（オムツ、処置用手袋、ゴミ袋等）については、利用者に準備していただくことになるため、それに関する訪問看護利用料は発生いたしません。
- ・ 死後の処置に関しては、介護保険および医療保険での保険請求が不可能な場合（ターミナルケア加算・ターミナルケア療養費の算定が不可能な場合）については、料金として 10,000 円をいただきます。
- ・ 訪問看護制度に基づく保険請求の扱いとならない訪問看護の場合は、以下の料金をいただきます。
 - 看護師の訪問の場合：5,500 円／30 分
 - 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問の場合：3,600 円／20 分

4) キャンセル料

- ・ キャンセル料金は原則としていただきません。ただし、連絡することが困難なやむを得ない事情が利用者に発生した場合を除き、利用者の都合によるキャンセルについてステーションに連絡がない時は、予定していた訪問時間に相当する介護報酬告示上の額もしくは診療報酬告示上の額（10/10 の料金）をいただきます。

5) 利用料の支払い方法

- ・ 利用料の支払いは、利用月の翌月に請求いたします。当月の利用料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月の 15 日までに利用者に手渡し、又は送付します。
- ・ 利用料の支払いについては、現金による支払い、利用者指定口座からの自動振替による支払い、事業者指定口座への振込による支払いのいずれかの方法とします。
 - 現金による支払いの場合：請求月の末日までに、スタッフが訪問した際にお支払いいただくか当ステーションまで来所していただきお支払いください。
 - 利用者指定口座からの自動振替による支払いの場合：請求月の 28 日までに指定口座に利用料金をお支払いください。
 - 事業者指定口座への振込による支払いの場合：請求月の末日までにお振込によりお支払い下さい。
- ・ 利用料の支払いを確認後、領収書を発行してお渡しいたします。なお、領収書の再発行は原則いたしません。
- ・ 利用料滞納の場合は、契約書に準じ対応します。

8. サービスの利用方法

1) サービスの申し込みについて

- ・ 当事業所に電話または来所によりご相談下さい。
- ・ 主治医および、担当の介護支援専門員にご相談ください

2) サービスの開始について

- ・ サービスの開始にあたり、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険証、公費負担医療制度に基づく受給者証等に記載された内容を確認いたします。保険証等の記載内容に変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせください。

3) サービスの終了について

- ・ 利用者の都合でサービスを終了する場合は、希望する日の 7 日以上前までにご連絡下さい。
- ・ 当事業所の都合でサービスを終了する場合は、1 ヶ月前にサービス終了の通知をいたします。
- ・ 主治医より訪問看護が必要ないと判断された場合は、サービス終了といたします。
- ・ 利用者が入院・入所する等で、3 か月以上の利用が無い場合はサービス終了といたします。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護（要支援）認定区分が、非該当（自立）と認定された場合はサービス終了といたします。
- ・ 利用者が亡くなった場合はサービス終了といたします。
- ・ 利用者およびその家族等が、法令違反又は以下に示すような適切なサービス提供を阻害する行為を行い、当事業所の判断で訪問看護契約を継続することが困難と判断した場合は、契約の解除理由を記載した文書により、サービス終了といたします。また、主治医、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な対応を行います。
 - ① 利用者およびその家族等が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料金を 2 ヶ月以上滞納し、催告期限内に支払いを行わない
 - ② 利用者およびその家族等がサービスの利用にあたって必要な情報について報告しない又は虚偽の報告をする
 - ③ 利用者およびその家族等が法的に訪問看護サービスとは認められないサービスの提供を当事業所に要求する
 - ④ 利用者およびその家族等と事業所との間において、信頼関係に支障をきたし、その回復が困難である
 - ⑤ 利用者およびその家族等が、当事業所又は従業員に対し、暴力行為等（迷惑行為、暴言、暴力、過大なクレーム、ストーカー行為、ハラスメント行為、脅迫等）を行う
 - ⑥ 利用者およびその家族等が、当事業所に無断で訪問中の従業員との会話の録音や従業員の訪問中の様子を録画する
 - ⑦ 利用者およびその家族等が、当事業所に無断で、従業員との会話の録音や従業員を撮影し録画したデータを第三者に公開する

4) サービス提供の内容について

- ・ 利用者および家族の意向や、主治医の指示、居宅介護支援事業者等が作成する居宅サービス計画（介護予防居宅サービス計画）に基づき、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成いたします。作成した訪問看護計画は、利用者および家族に説明いたしますのでご確認ください。
- ・ 看護師が訪問看護サービスを提供する場合は、看護師が心身の状態・状況等のアセスメントを行い訪問看護計画を作成いたします。

- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護サービスについては、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせるものとして、関係法令上に位置づけられています。そのため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護サービスを利用する場合は、初回訪問時および利用者の状態の変化があった場合等、関係法令にて定められた頻度で定期的に看護師が訪問し、心身の状態・状況等のアセスメントを行います。その上で、看護師と理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が協力して訪問看護計画を作成いたします。
- ・ 利用者に提供した訪問看護サービスについては、関係法令上、報告の義務が定められている主治医および居宅介護支援事業所、行政など関係機関に訪問看護報告書等を作成して定期的に報告いたします。看護師が訪問看護サービスを提供する場合は、訪問看護報告書等の作成は看護師がいたします。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護サービスを提供する場合は看護師と理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が協力して訪問看護報告書等を作成いたします。
- ・ 訪問看護計画は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ・ 利用者が特定のスタッフの訪問を選択することはできません。
- ・ 利用者に使用する衛生材料（ガーゼ・医療用テープ・フィルム材等）および、利用者に対する処置に必要な物品（オムツ、処置用手袋、ゴミ袋等）については、利用者に準備していただきます。

5) サービス提供の記録について

- ・ 訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の終了から5年間保存します。
- ・ 利用者・家族は保存されているサービス提供記録の閲覧及び実費を支払っての複写物の交付について、事業者にご請求することができます。

9. 利用者の急病等の緊急時の対応方法

- ・ サービス提供中の事故発生や、利用者の体調悪化の場合等の緊急時の対応について、以下のようにいたします。
 - 主治医に連絡し、指示を受けます。
 - 必要と判断される場合は、救急車を要請します。
 - 緊急連絡先となっているご家族等に速やかに連絡させていただきます。

10. 虐待の防止について

- ・ 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。
 - 虐待防止に関する責任者は、管理者が担当します。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。

- 苦情解決体制等の指針を整備します。
- 虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に職員に実施します。
- サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

11. 緊急事態が発生した場合の対応及び、業務継続計画の策定等について

- ・ 気象警報の発令や自然災害、社会情勢の急激な変化等による社会秩序の混乱などの緊急事態が発生した場合、サービス提供が困難となる可能性も想定されます。そのため、緊急事態時に訪問看護の提供を継続的に実施すること及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。
- ・ サービス提供に関わる職員の安全確保の観点から、事業所の判断でサービス提供を中止することがあります。サービス提供の中止の判断をする可能性のある気象警報の発令や自然災害、社会情勢の急激な変化等による社会秩序の混乱などの緊急事態とは、以下のような場合を指します。

- ① 事業者のサービス提供地域にて気象警報（大雨、洪水、暴風、高潮、大雪、暴風雪、津波）が発令された場合
- ② 利用者宅がある区域が土砂災害（特別）警戒区域に指定されており、避難勧告および避難指示が発令された場合
- ③ 震度 5 以上の地震が発生した場合
- ④ 落雷の恐れがある場合
- ⑤ 移動手段となる車両の使用が困難なほどの、極地的な大雨や道路の冠水、道路の凍結・積雪がある場合
- ⑥ 利用者宅への移動手段である公共交通機関が使用できない場合
- ⑦ 職員が通勤で使用する公共交通機関が計画運休した場合
- ⑧ その他、職員の安全確保が困難と事業者が判断した場合

- ・ 具体的には以下のような対応を致します。
 - 1) 気象警報に関しては、発令が予測される場合は、事前にご連絡し、以後のサービス提供の調整をいたします。
 - 2) 予測や対応が困難な緊急事態が起こった場合や、職員や事業所の事務所が被災した場合等はサービスを中止させていただく場合があります。また、連絡手段の確保が困難な場合は、利用者に連絡できないままサービスを中止することがあります。
 - 3) 自然災害や、社会情勢の急激な変化等による社会秩序の混乱などの緊急事態が発生し、訪問看護サービスの履行が遅延、もしくは不能となった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとします。

12. 衛生管理等について

- ・ 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・ ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ・ ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ステーションにおける感染症の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をします。
 - ステーションにおける感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備します。
 - 従業者に対し、感染症の予防及び、まん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 苦情申し立て窓口

1) 当事業所の苦情相談窓口

提供したサービスに苦情がある場合は、速やかに対応いたします。サービスの提供に関して苦情や相談がある場合は、以下までご連絡下さい。

担当者 宮田美樹	電話：078-594-7611 FAX：078-594-7618 受付時間：9：00～17：00（平日）
-------------	--

2) 介護保険の苦情や相談

介護保険サービスについての苦情や相談に関しては、他に下記の相談窓口があります。

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 (介護保険サービスに関する事)	電話：078-332-5617 受付時間：8：45～17：15（平日）
神戸市福祉局監査指導課 (介護保険サービスに関する事)	電話：078-322-6326 受付時間：8：45～12：00 と 13：00～17：30（平日）
養介護施設従事者等による高齢者 虐待通報専用電話（監査指導部内）	電話：078-322-6774 受付時間：8：45～12：00 と 13：00～17：30（平日）
神戸市消費生活センター (サービスの質や契約に関する事)	電話：078-371-1221 受付時間：9：00～17：00（平日）

14. 損害賠償について

利用者に対し、賠償すべき事態が起こった場合、契約書に基づき、金銭等により賠償致します。

加入保険名

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社

保 険 名：賠償責任保険

保険対象：介護サービス事業

補償内容：対人・対物共通、管理下財物補償、人格権侵害、
初期対応費用、経済損失などの補償

別表 1 介護保険による訪問看護の利用料金

① 基本料金

【要介護者の場合】

A) 看護職員による訪問看護の基本料金

利用時間	時間別単位	地域単価	総額	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
20分未満	314単位	10.84	3,403円	341円	681円	1,021円
30分未満	471単位	10.84	5,105円	511円	1,021円	1,532円
30分以上 1時間未満	823単位	10.84	8,921円	893円	1,785円	2,677円
1時間以上 1時間半未満	1,128単位	10.84	12,227円	1,223円	2,446円	3,669円

B) 理学療法士・作業療法士による訪問看護の基本料金

利用時間	時間別単位	地域単価	総額	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
1回 20分	294単位	10.84	3,186円	319円	638円	956円
2回 40分	588単位	10.84	6,373円	638円	1,275円	1,912円
3回 60分	795単位	10.84	8,617円	862円	1,724円	2,586円

※ただし、1週間の利用限度回数は6回までとなります。

C) 定期巡回随時対応型訪問介護看護を利用の場合の訪問看護の基本料金

要介護度	月単位	地域単価	総額	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
要介護1～4	2,961単位	10.84	32,097円	3,210円	6,420円	9,630円
要介護5	3,761単位	10.84	40,769円	4,077円	8,154円	12,231円

※日割計算: 要介護1～4の場合97単位/日、要介護5の場合124単位/日となります。

【要支援者の場合】

A) 看護職員による介護予防訪問看護の基本料金

利用時間	時間別単位	地域単価	総額	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
20分未満	303単位	10.84	3,284円	329円	657円	986円
30分未満	451単位	10.84	4,888円	489円	978円	1,467円
30分以上 1時間未満	794単位	10.84	8,606円	861円	1,722円	2,582円
1時間以上 1時間半未満	1,090単位	10.84	11,815円	1,182円	2,363円	3,545円

B) 理学療法士・作業療法士による介護予防訪問看護の基本料金

利用時間	時間別単位	地域単価	総額	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
1回 20分	284単位	10.84	3,078円	308円	616円	924円
2回 40分	568単位	10.84	6,157円	616円	1,232円	1,848円

※ただし、1週間の利用限度回数は6回までとなります。

※利用開始の属する月から12ヶ月超のご利用の場合、1回につき5単位減額してのご利用となります。

② 各種加算

初回加算Ⅰ 利用者が過去2ヶ月間において当訪問看護事業所から訪問看護の提供を受けておらず、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合。	加算単位	350単位/月		
	地域単価	10.84		
	総額	3,794円		
初回加算Ⅱ 利用者が過去2ヶ月間において、当訪問看護事業所から訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合。	加算単位	300単位/月		
	地域単価	10.84		
	総額	3,252円		
サービス提供体制強化加算 事業所の体制要件(職員の経験年数や職員に対する研修体制の整備)を満たした場合。	加算単位	6単位/回		
	地域単価	10.84		
	総額	66円		
緊急時訪問看護加算 利用者ご家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、相談対応や緊急時訪問を行う場合に加算する。	加算単位	574単位/月		
	地域単価	10.84		
	総額	6,222円		
早朝・夜間加算 午前6時～午前8時・午後6時～午後10時に訪問看護を行った場合。	加算単位	基本料金が1.25倍となる		
	地域単価	10.84		
	総額	基本料金が1.5倍となる		
深夜加算 午後10時～午前6時に訪問看護を行った場合。	加算単位	基本料金が1.5倍となる		
	地域単価	10.84		
	総額	基本料金が1.5倍となる		
特別管理加算Ⅰ 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている場合、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している場合で計画的な管理を行った場合。	加算単位	500単位/月		
	地域単価	10.84		
	総額	5,420円		
特別管理加算Ⅱ 在宅酸素療法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸器指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理等を受けている利用者や、真皮を越える褥瘡の状態にある場合、週3回以上の点滴が必要な状態にある場合で、計画的な管理を行った場合。	加算単位	250単位/月		
	地域単価	10.84		
	総額	2,710円		
退院時共同指導加算 退院・退所にあたって、主治医や他医療機関職種と共同して在宅での療養上必要な指導を行った場合。厚生労働大臣の定める疾病、特別管理加算対象者の方は月2回まで算定可能。	加算単位	600単位/回		
	地域単価	10.84		
	総額	6,504円		
専門管理加算 緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門の研修や特定行為研修を修了した看護師が訪問看護を実施した場合。	加算額	250単位/月		
	地域単価	10.84		
	総額	2,710円		
看護・介護職員連携強化加算 訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る助言等の支援を行った場合	加算単位	250単位/月		
	地域単価	10.84		
	総額	2,710円		
長時間訪問看護加算 特別管理加算対象の場合で、サービス提供時間が90分を超える場合。	加算単位	300単位/月		
	地域単価	10.84		
	総額	3,252円		
	自己負担額	1割	2割	3割
		380円	759円	1,139円
		326円	651円	976円
	自己負担額	1割	2割	3割
		7円	14円	20円
		623円	1,245円	1,867円
	自己負担額	1割	2割	3割
		542円	1,084円	1,626円
		271円	542円	813円
	自己負担額	1割	2割	3割
		651円	1,301円	1,952円
		271円	542円	813円
	自己負担額	1割	2割	3割
		271円	542円	813円
		271円	542円	813円

複数名訪問看護加算(30分未満)	加算単位	254単位/回		
看護師が他の看護師や理学療法士などと同時に訪問看護を行った場合。	地域単価	10.84		
	総額	2,754円		
	自己負担額	1割	2割	3割
		276円	551円	827円
複数名訪問看護加算(30分以上)	加算単位	402単位/回		
看護師が他の看護師や理学療法士などと同時に訪問看護を行った場合。	地域単価	10.84		
	総額	4,358円		
	自己負担額	1割	2割	3割
		436円	872円	1,308円
ターミナルケア加算	加算単位	2,500単位/回		
主治医と連携の下、在宅において終末期の看護サービスを継続して最期まで実施した場合、又は、医療機関に搬送され24時間以内に亡くなった場合。	地域単価	10.84		
	総額	27,100円		
	自己負担額	1割	2割	3割
		2,710円	5,420円	8,130円
看護体制強化加算Ⅰ	加算単位	550単位/月		
算定日が属する月の前6ヶ月において当事業所の利用者総数の内、緊急時訪問加算を算定した利用者が50%以上、特別管理加算を算定した利用者が20%以上であり、算定日の月の前12ヶ月においてターミナル加算を算定した利用者が5名以上いる場合。	地域単価	10.84		
	総額	5,962円		
	自己負担額	1割	2割	3割
		597円	1,193円	1,789円
看護体制強化加算Ⅱ(要介護の場合)	加算単位	200単位/月		
算定日が属する月の前6ヶ月において当事業所の利用者総数の内、緊急時訪問加算を算定した利用者が50%以上、特別管理加算を算定した利用者が20%以上であり、算定日の月の前12ヶ月においてターミナル加算を算定した利用者が1名以上いる場合。	地域単価	10.84		
	総額	2,168円		
	自己負担額	1割	2割	3割
		217円	434円	651円
看護体制強化加算(要支援の場合)	加算単位	100単位/月		
算定日が属する月の前6ヶ月において当事業所の利用者総数の内、緊急時訪問加算を算定した利用者が50%以上、特別管理加算を算定した利用者が20%以上であり、算定日の月の前12ヶ月においてターミナル加算を算定した利用者が5名以上いる場合。	地域単価	10.84		
	総額	1,084円		
	自己負担額	1割	2割	3割
		109円	217円	326円
口腔連携加算	加算単位	50単位/月		
利用者の口腔状態の評価を実施し、利用者らの同意を得たうえで、歯科医療機関とケアマネジャーにその評価結果を情報提供した場合。	地域単価	10.84		
	総額	542円		
	自己負担額	1割	2割	3割
		55円	109円	163円
訪問看護処遇改善加算	加算単位	基本サービス費に各種加算減算を加減した1ヶ月当たりの総単位数		
訪問看護ステーションの業務に従事する職員の賃金改善や職場環境の向上を支援することを目的としてその体制を整えた場合。	自己負担額	に、加算率1.8%を乗じて加算する		

別表2 医療保険による訪問看護の利用料金

① 訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費の分類	条件		料金	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費Ⅰ	看護師等の訪問の場合	週3日までの訪問	5,550円	560円	1,110円	1,670円	
		週4日目以降の訪問	6,550円	660円	1,310円	1,970円	
		緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師の訪問 ※1	12,850円	1,290円	2,580円	3,870円	
	理学療法士等の訪問の場合		5,550円	560円	1,110円	1,670円	
訪問看護基本療養費Ⅱ	看護師等の訪問の場合	同一の建物内に複数の訪問看護利用者がいる場合	同一日に2人 週3日までの訪問	5,550円	560円	1,110円	1,670円
			週4日目以降の訪問	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		同一日に3人	週3日までの訪問	2,780円	280円	560円	840円
			週4日目以降の訪問	3,280円	330円	660円	990円
	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師の訪問 ※1		12,850円	1,290円	2,580円	3,870円	
	理学療法士等の訪問の場合	同一の建物内に複数の訪問看護利用者がいる場合	同一日に2人	5,550円	560円	1,110円	1,670円
同一日に3人			2,780円	280円	560円	840円	
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院時の外泊中の看護師等の訪問1回につき ※1		8,500円	850円	1,700円	2,550円	

※1については、訪問看護管理療養費の請求はありません。

② 訪問看護管理療養費

訪問看護ステーションの分類	料金		1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型 訪問看護ステーション①	月の初日	13,760円	1,380円	2,750円	4,130円
	2日目以降1日ごと	3,010円	300円	600円	900円
機能強化型 訪問看護ステーション②	月の初日	10,460円	1,050円	2,090円	3,140円
	2日目以降1日ごと	3,010円	300円	600円	900円
機能強化型 訪問看護ステーション③	月の初日	9,030円	900円	1,810円	2,710円
	2日目以降1日ごと	3,010円	300円	600円	900円
従来型 訪問看護ステーション	月の初日	7,710円	770円	1,540円	2,310円
	2日目以降1日ごと	3,010円	300円	600円	900円

③ 各種加算

24時間対応体制加算	加算額	6,520円/月		
利用者ご家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に相談対応や緊急時訪問を行う場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		650円	1,300円	1,960円
主治医の指示に基づき、利用者や家族の求めに応じ、緊急に訪問看護を実施した場合。	加算額①	月14日目まで 2,650円/日		
	自己負担額	1割	2割	3割
		270円	530円	800円
	加算額②	月15日目以降 2,000円/日		
	自己負担額	1割	2割	3割
		200円	400円	600円
特別管理加算Ⅰ	加算額	5,000円/月		
在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている場合、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している場合、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	加算額	2,500円/月		
在宅酸素療法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸器指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理等を受けている場合、真皮を越える褥瘡がある場合、週3回以上の点滴が必要な状態にある場合で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		250円	500円	750円

専門管理加算	加算額	2,500円/月		
緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門の研修や特定行為研修を修了した看護師が訪問看護を実施した場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		250円	500円	750円
看護・介護職員連携強化加算	加算額	2,500円/月		
口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする利用者に対して、喀痰吸引等を行う介護職員等に、利用者の病態の変化に応じて、医師の指示の下、以下の支援や連携をした場合。 ①喀痰吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言をする ②介護職員等に同行し、利用者の居宅において喀痰吸引等の業務の実施状況についての確認をする ③利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席する	自己負担額	1割	2割	3割
		250円	500円	750円
難病等複数回訪問加算 1日2回 ※2	加算額	4,500円/回		
厚生労働大臣の定める疾病等の利用者様又は特別訪問看護指示書が交付された利用者様に対し、1日2回訪問した場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		450円	900円	1,350円
難病等複数回訪問加算 1日3回 ※2	加算額	8,000円/回		
厚生労働大臣の定める疾病等の利用者様又は特別訪問看護指示書が交付された利用者様に対し、1日3回訪問した場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		800円	1,600円	2,400円
早朝・夜間加算 ※3	加算額	2,100円/回		
午前6時～午前8時・午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		210円	420円	630円
深夜加算 ※3	加算額	4,200円/回		
午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加算	加算額	5,200円/週		
特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書が出ている方で、サービス提供時間が90分を超える場合。(厚生労働大臣の定める状態像の小児は週3回算定可)	自己負担額	1割	2割	3割
		520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算 ※2	加算額	4,500円/日		
看護師が他の看護師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同時に訪問看護を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		450円	900円	1,350円
乳幼児加算・幼児加算	加算額①	1,400円/日		
3歳未満の乳幼児、又は3歳以上6歳未満の幼児に対し、訪問看護を実施した場合。 【乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者】 (1) 超重症児又は準超重症児 (2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者 (3) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者	自己負担額	1割	2割	3割
	加算額②	1,800円/日 (厚生労働大臣が定める者に対する場合)		
	自己負担額	1割	2割	3割
退院時支援指導加算	加算額	6,000円/回 長時間の場合 8,400円/回		
	自己負担額	1割	2割	3割
退院日に、在宅において療養上必要な指導を行った場合。厚生労働大臣の定める疾病、特別管理加算対象者、退院日の訪問看護が必要であると医師が認めた場合。		600円	1,200円	1,800円
	長時間の場合	840円	1,680円	2,520円
退院時共同指導加算	加算額	8,000円/回		
退院・退所にあたって、主治医や他医療機関職種と共同して在宅での療養上必要な指導を行った場合。厚生労働大臣の定める疾病、特別管理加算対象者の方には月2回まで算定が可能。	自己負担額	1割	2割	3割
		800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	加算額	2,000円/回		
退院時共同指導加算を算定する場合で、特別管理加算の対象者の場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		200円	400円	600円

在宅患者連携指導加算	加算額	3,000円/月		
医療関係職種間で月2回以上、文書等により情報を共有し、それらを踏まえて、利用者及び家族への指導を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	加算額	2,000円/月2回まで		
利用者の急変に伴い、関係する医療従事者と共同で、ご自宅を訪れカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		200円	400円	600円
訪問看護情報提供療養費1	加算額	1,500円/月		
総合的な在宅療養を進めるため、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について利用者の同意を得て、市町村、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の求めに応じ、訪問看護の実施状況の情報提供を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費2	加算額	1,500円/月		
厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、利用者の同意を得て、保育所や学校等からの求めに応じて、指定訪問看護の実施状況の情報提供を保育所や学校等に行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費3	加算額	1,500円/月		
入院又は入所する利用者について、利用者の診療を行っている保険医療機関が入院先又は入所先に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって、訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、入院先又は入所先に指定訪問看護に係る実施状況の情報提供を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1	加算額	25,000円/回		
主治医と連携の下、在宅もしくは特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定していない状況で、終末期の看護サービスを継続して最期まで実施した場合、又は、医療機関に搬送され24時間以内に亡くなった場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2	加算額	10,000円/回		
主治医と連携の下、在宅もしくは特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している状況で、終末期の看護サービスを継続して最期まで実施した場合、又は、医療機関に搬送され24時間以内に亡くなった場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	加算額	50円/月		
厚生労働大臣が定める基準による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等をした上で計画的な管理を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	加算額	1,830円/月		
厚生労働大臣が定める基準に適合している訪問看護ステーションがその事業に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		180円	370円	550円
訪問看護物価対応料	加算料	月の初日	60円/日	
		2日目以降1日ごと	20円/日	
物価上昇に段階的に対応するため、訪問看護管理療養費に併せて算定することができる場合。	自己負担額	1割	2割	3割
	月の初日	6円	10円	20円
	2日目以降	2円	4円	10円
訪問看護医療情報連携加算	加算額	1,000円/月		
他の保険医療機関等の関係職種がICTを用いた記録を用いて、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		100円	200円	300円

※2について、同一建物内に3人以上の利用者がいた場合は所定の利用料金より減額されます。

※3について、同一建物内・同一日に2人以上の利用者がいた場合は所定の利用料金より減額されます。

別表3 精神疾患を有する利用者への医療保険による訪問看護の利用料金

① 精神訪問看護基本療養費

精神科訪問看護 基本療養費の分類	条件		料金	1割負担	2割負担	3割負担		
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	30分以上	週3日までの訪問	5,550円	560円	1,110円	1,670円		
		週4日目以降の訪問	6,550円	660円	1,310円	1,970円		
	30分未満	週3日までの訪問	4,250円	430円	860円	1,290円		
		週4日目以降の訪問	5,100円	510円	1,020円	1,970円		
精神科訪問看護 基本療養費Ⅲ	同一の建物 内に複数の 訪問看護 利用者が いる場合	30分以上	同一日に2人	週3日までの訪問	5,550円	560円	1,110円	1,670円
			週4日目以降の訪問	6,550円	660円	1,310円	1,970円	
		同一日に3人	週3日までの訪問	2,780円	280円	560円	840円	
			週4日目以降の訪問	3,280円	330円	660円	990円	
	30分未満	同一日に2人	週3日までの訪問	4,250円	430円	860円	1,290円	
			週4日目以降の訪問	5,100円	510円	1,020円	1,970円	
		同一日に3人	週3日までの訪問	2,130円	220円	440円	660円	
			週4日目以降の訪問	2,550円	260円	520円	780円	
訪問看護 基本療養費Ⅳ	入院時の外泊中の訪問看護1回につき ※1		8,500円	850円	1,700円	2,550円		

※1については、訪問看護管理療養費の請求はありません。

② 訪問看護管理療養費

訪問看護ステーションの分類	料金		1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型 訪問看護ステーション①	月の初日	13,760円	1,380円	2,750円	4,130円
	2日目以降1日ごと	3,010円	300円	600円	900円
機能強化型 訪問看護ステーション②	月の初日	10,460円	1,050円	2,090円	3,140円
	2日目以降1日ごと	3,010円	300円	600円	900円
機能強化型 訪問看護ステーション③	月の初日	9,030円	900円	1,810円	2,710円
	2日目以降1日ごと	3,010円	300円	600円	900円
従来型 訪問看護ステーション	月の初日	7,710円	770円	1,540円	2,310円
	2日目以降1日ごと	3,010円	300円	600円	900円

③ 各種加算

24時間対応体制加算	加算額	6,520円/月		
利用者ご家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に相談対応や緊急時訪問を行う場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		650円	1,300円	1,960円
緊急訪問看護加算	加算額①	月14日目まで 2,650円/日		
	自己負担額	1割	2割	3割
		270円	530円	800円
	加算額②	月15日目以降 2,000円/日		
自己負担額	1割	2割	3割	
	200円	400円	600円	
特別管理加算Ⅰ	加算額	5,000円/月		
在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている場合、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している場合、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	加算額	2,500円/月		
在宅酸素療法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸器指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理を受けている場合、真皮を越える褥瘡がある場合、週3回以上の点滴が必要な状態にある場合で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		250円	500円	750円

専門管理加算	加算額	2,500円/月		
緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門の研修や特定行為研修を修了した看護師が訪問看護を実施した場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		250円	500円	750円
看護・介護職員連携強化加算	加算額	2,500円/月		
口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする利用者に対して、喀痰吸引等を行う介護職員等に、利用者の病態の変化に応じて、医師の指示の下、以下の支援や連携をした場合。 ①喀痰吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言 ②介護職員等と同行し、利用者の居宅において喀痰吸引等の業務の実施状況についての確認 ③利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議への出席	自己負担額	1割	2割	3割
		250円	500円	750円
精神科複数回訪問加算 1日2回 ※2	加算額	4,500円/回		
厚生労働大臣の定める疾病等の利用者様又は特別訪問看護指示書が交付された利用者様に対し、1日2回訪問した場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		450円	900円	1,350円
精神科複数回訪問加算 1日3回 ※2	加算額	8,000円/回		
厚生労働大臣の定める疾病等の利用者様又は特別訪問看護指示書が交付された利用者様に対し、1日3回訪問した場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		800円	1,600円	2,400円
早朝・夜間加算 ※3	加算額	2,100円/回		
午前6時～午前8時・午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		210円	420円	630円
深夜加算 ※3	加算額	4,200円/回		
午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		420円	840円	1,260円
長時間精神科訪問看護加算	加算額	5,200円/週		
特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書が出ている方で、サービス提供時間が90分を超える場合。(厚生労働大臣の定める状態像の小児は週3回算定可)	自己負担額	1割	2割	3割
		520円	1,040円	1,560円
複数名精神科訪問看護加算 1回/日 ※2	加算額	4,500円/回		
看護師が他の保健師・看護師・作業療法士と同時に訪問看護を行った場合。(30分未満の訪問看護では加算対象外)	自己負担額	1割	2割	3割
		450円	900円	1,350円
複数名精神科訪問看護加算 2回/日 ※2	加算額	9,000円/週		
看護師が他の保健師・看護師・作業療法士と同時に訪問看護を行った場合。(30分未満の訪問看護では加算対象外)	自己負担額	1割	2割	3割
		900円	1,800円	2,700円
複数名精神科訪問看護加算 3回/日 ※2	加算額	14,500円/週		
看護師が他の保健師・看護師・作業療法士と同時に訪問看護を行った場合。(30分未満の訪問看護では加算対象外)	自己負担額	1割	2割	3割
		1,450円	2,900円	4,350円
退院時支援指導加算	加算額	6,000円/回 長時間の場合 8,400円/回		
退院日に、在宅において療養上必要な指導を行った場合。厚生労働大臣の定める疾病、特別管理加算対象者、退院日の訪問看護が必要であると医師が認めた場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		600円	1,200円	1,800円
	長時間の場合	840円	1,680円	2,520円
退院時共同指導加算	加算額	8,000円/回		
退院・退所にあたって、主治医や他医療機関職種と共同して在宅での療養上必要な指導を行った場合。厚生労働大臣の定める疾病、特別管理加算対象者の方には月2回まで算定が可能。	自己負担額	1割	2割	3割
		800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	加算額	2,000円/回		
退院時共同指導加算を算定する場合で、特別管理加算の対象者の場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		200円	400円	600円
在宅患者連携指導加算	加算額	3,000円/月		
医療関係職種間で月2回以上、文書等により情報を共有し、それらを踏まえて、利用者及び家族への指導を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		300円	600円	900円

在宅患者緊急時等カンファレンス加算	加算額	2,000円/月2回まで		
利用者の急変に伴い、関係する医療従事者と共同で、ご自宅を訪れカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		200円	400円	600円
精神科重症患者支援管理連携加算（イ）	加算額	8,400円/月		
長期入院後の退院患者や入退院を繰り返す病状が不安定な患者に対して、利用者の在宅療養を担う医療機関と連携して支援計画に基づき、定期的な訪問看護を行った場合で、精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		840円	1,680円	2,520円
精神科重症患者支援管理連携加算（ロ）	加算額	5,800円/月		
長期入院後の退院患者や入退院を繰り返す病状が不安定な患者に対して、利用者の在宅療養を担う医療機関と連携して支援計画に基づき、定期的な訪問看護を行った場合で、精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		580円	1,160円	1,740円
訪問看護情報提供療養費1	加算額	1,500円/月		
総合的な在宅療養を進めるため、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について利用者の同意を得て、市町村、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の求めに応じ、訪問看護の実施状況の情報提供を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費2	加算額	1,500円/月		
厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、利用者の同意を得て、保育所や学校等からの求めに応じて、指定訪問看護の実施状況の情報提供を保育所や学校等に行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費3	加算額	1,500円/月		
入院又は入所する利用者について、利用者の診療を行っている保険医療機関が入院先又は入所先に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって、訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、入院先又は入所先に指定訪問看護に係る実施状況の情報提供を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1	加算額	25,000円/回		
主治医と連携の下、在宅もしくは特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定していない状況で、終末期の看護サービスを継続して最期まで実施した場合、又は、医療機関に搬送され24時間以内に亡くなった場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2	加算額	10,000円/回		
主治医と連携の下、在宅もしくは特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している状況で、終末期の看護サービスを継続して最期まで実施した場合、又は、医療機関に搬送され24時間以内に亡くなった場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	加算額	50円/月		
厚生労働大臣が定める基準による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等をした上で計画的な管理を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料（I）	加算額	1,830円/月		
厚生労働大臣が定める基準に適合している訪問看護ステーションがその事業に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		180円	370円	550円
訪問看護物価対応料	加算料	月の初日 60円/日 2日目以降1日ごと 20円/日		
物価上昇に段階的に対応するため、訪問看護管理療養費に併せて算定することができる場合。	自己負担額	1割	2割	3割
	月の初日	6円	10円	20円
	2日目以降	2円	4円	10円
訪問看護医療情報連携加算	加算額	1,000円/月		
他の保険医療機関等の関係職種がICTを用いた記録を用いて、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	自己負担額	1割	2割	3割
		100円	200円	300円

※2について、同一建物内に3人以上の利用者がいた場合は所定の利用料金より減額されます。

※3について、同一建物内・同一日に2人以上の利用者がいた場合は所定の利用料金より減額されます。

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者 医療法人 神戸健康共和会

代表者 理事長 藤末 衛 ㊞

事業所 訪問看護ステーションなでしこ ㊞

管理者 所長 宮田 美樹 ㊞

住 所 神戸市鈴蘭台東町 1 丁目 9 番 15 号

説明者 訪問看護ステーションなでしこ

氏 名

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 ㊞

(代理人を選定した場合)

上記代理人 住 所

氏 名 ㊞